

年末調整の概要

制度調査部
鳥毛 拓馬

今年度の改正点を踏まえて

【要約】

今年も残すところ後1ヶ月ほどになり、年末調整の時期が近づいてきた。

今年度の年末調整の改正点のひとつに、定率減税額の縮小が挙げられる。

本稿では、年末調整の対象者、手順、各種所得控除など、年末調整の概要について説明する。

1. 年末調整とは

年末調整とは、給与所得者1人ごとに、その年最後の給与等の支払の際、その年分の給与の支給総額について計算した年税額と、毎月の給与等の支払のつど源泉徴収した所得税の年間合計額とを比較して、その過不足額を調整することである。通常年末に行うことから「年末調整」と呼ばれる。

年末調整は、給与所得者にとってみれば、1年間の所得税を確定させ精算するための手続といえ、所得税の確定申告に代わる重要な役割を果たしている。

2. 今年度の年末調整にはどのような変更点があるか

今年度の年末調整の改正点として、「定率減税額の縮小」が挙げられる。

昨年までは所得税額の20%相当額が控除されていたが、2006年分については、所得税額の10%相当額が控除されることになる。10%相当額が12万5千円を超える場合は、最高で12万5千円を控除されることになる。

なお、2007年分からは定率減税自体が廃止される。

また、これまで勤労学生控除の対象とされていなかった個人立専修学校等の生徒についても、2006年分からは、その専修学校等が文部科学大臣の定める基準を満たす場合には、勤労学生控除の対象として取り扱われることとなった。

3. 年末調整の対象となるのはどのような人が

年末調整は、原則として、給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人全員を対象として行われる。

具体的には、以下の人のことである。

1年間勤務している人
中途入社で年末まで勤務している人
退職者のうち、一定の要件(例えば死亡により退職した人、12月の給料をもらった後に退職した人など)を満たす人
非居住者となった人(例えば、年の途中で海外転勤した人)

4 . 年末調整の対象にならないのはどのような人が

例外的に年末調整の対象にならない人もいる。具体的には、以下の人のことである。

給与の収入金額が2000万円を超える人
災害減免法により源泉徴収の猶予や還付を受けている人
2つ以上の会社から給与を受け取っている人で、扶養控除申告書を他の会社に提出している人
非居住者(国内に住所も1年以上の居所も有しない人)
年の途中で退職した人

5 . 年末調整が行われる理由

毎月の給与が支払われる際には源泉徴収がなされているので、給与所得者の所得税の支払いは既に終わっているとも思える。

しかし、その年の1年間に給与から源泉徴収された所得税の合計額は、必ずしもその人が1年間に本来納めなければならない所得税額と一致するとは限らない。

どういうことかということ、源泉徴収税額は、源泉徴収税額表から求められるが、この表は、年間を通して毎月の給与額が変わらないというのが前提となっている。

ところが、実際には年の途中で給与額が増えたり減ったりすることもある。

また、たとえば給与所得者が結婚したりあるいは給与所得者に子供が生まれたりするなど、年の途中で扶養親族が増えることもある。この場合、その異動後に支払われた分から源泉徴収税額が修正されるだけで、異動以前の各月の源泉徴収税額を修正することにはなっていない。

さらに、後述する配偶者控除やさまざまな保険料の控除などは、毎月の源泉徴収の際には考慮されず、年末調整のときに控除することになっている。

このような理由で、月々の源泉徴収税額の合計額と1年間にその人が本来納めるべき所得税額に差がでてくる。

そこで、過不足額を求め、本来納める税額より多い場合は還付し、不足する場合は徴収するという手続が必要になってくる。これが年末調整の行われる理由ということになる。

6. 年末調整の方法について

年末調整は、以下の手順で行われる。

1. 扶養控除等(異動)申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認
2. **2006年分の給与総額**の計算
3. **2006年分の給与総額**から**給与所得控除後の給与等の金額**の計算
4. **給与所得控除後の給与等の金額**から、扶養控除や保険料控除等の所得控除の額を差し引いて**課税給与所得金額**の計算
5. **課税給与所得金額**から**算出年税額**を計算
6. 住宅借入金等特別控除申告書が提出されている場合には、**算出年税額**から住宅借入金等特別控除額を控除して、**年調年税額**を計算
7. **年調年税額**から定率減税額を差し引いて**年税額**を計算
8. 源泉徴収した所得税の合計額と**年税額**の差額を求め、過不足額を精算

7. 配偶者控除と扶養控除について

配偶者控除と扶養控除の種類、控除額については以下ようになる。

配偶者控除と扶養控除

控除の種類	控除額
控除対象配偶者 ¹ 、扶養親族 ²	38万円
老人控除対象配偶者 ³ 、 老人扶養親族 ⁴	48万円
老人扶養親族で同居老親等 ⁵ の場合	58万円
特定扶養親族 ⁶	63万円

¹所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人。合計所得金額とは、総所得金額、特別控除前の分離長期・短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額をいう。

²所得者と生計を一にする親族で、合計所得金額が38万円以下の人。

³控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人。

⁴扶養親族のうち、年齢70歳以上の人。

⁵老人扶養親族のうち所得者またはその配偶者の父母や祖父母などで所得者またはその配偶者のいずれかと同居を常況としている人

⁶扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人。

所得が給与所得だけの人や家内労働者など(主婦など)に当たる人の場合は、その年中の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額は38万円以下となる。

控除対象配偶者や扶養親族、後述する障害者などにあたるかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定する。その判定の要素となる合計所得金額は、年末調整を行う日の現況により見積もった本年の金額で、また、年齢は、原則として、本年12月31日(本年中に亡くなった人については、亡くなった日)の現況で判定する。

これらの控除を受けるためには、扶養控除等(異動)申告書は、通常その年の初めに提出することになっている。

子供が生まれたことなどにより扶養親族が増えた場合、結婚により控除対象配偶者を有するようになった場合、子供が就職したりや結婚したりするといったように扶養親族から離れた場合には、扶養控除等異動申告書の提出が必要である。

8 . 配偶者特別控除はどのような場合に受けられるのか

配偶者特別控除とは、所得者本人の合計所得金額が1000万円以下で、生計を一にする配偶者を有する場合に、配偶者の合計所得金額に応じて(38万超76万円未満の場合に限る)最高38万円が所得金額から控除されるものである。

配偶者の収入がパートなどの給与収入だけであれば、一年間の給与収入が103万円を超え、141万円未満の場合に控除の対象となる。

配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることはできない。

9 . 障害者などの控除について

本年中に本人や控除対象配偶者あるいは扶養親族が障害者となった場合には障害者等の控除が受けられる。

障害者等の控除についてまとめると次ページのようになる。

障害者等の控除

控除の種類	控除額
障害者控除、寡婦 ⁷ 控除、寡夫 ⁸ 控除、勤労学生 ⁹ 控除	27 万円
特別の寡婦 ¹⁰	35 万円
特別障害者 ¹¹	40 万円

女性の場合の「寡婦」と男性の場合の「寡夫」とは要件が異なる。

「特別障害者」にあたる控除対象配偶者や扶養親族のうち、所得者など同居を常況としている人は、さらに「同居特別障害者」として控除額が割り増しされている。

10. 各種の保険料控除について

各種の保険料控除については、以下のようになる。

各種の保険料控除のまとめ

控除の種類	控除額
社会保険料控除	支払った保険料の金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額
生命保険料控除	
(1) 一般の生命保険料 ¹²	最高 5 万円
(2) 個人年金保険料	最高 5 万円
損害保険料控除	
(1) 短期保険料のみの場合	最高 3 千円
(2) 長期保険料 ¹³ のみ及び両方がある場合	最高 1 万 5 千円

⁷夫と死別または離婚した後再婚していない人や夫の生死が不明である人のうち、扶養親族や生計を一にする子のある人。また、扶養親族などがいない場合でも、夫と死別後再婚していない人や夫の生死が不明である人で合計所得金額が 500 万円以下の人。

⁸妻と死別または離婚後再婚していない人や妻の生死が不明である人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の人。

⁹所得者本人が大学生や高校生、あるいは専修学校や各種学校などの生徒などで、合計所得金額が 65 万円以下の人。

¹⁰寡婦のうち、扶養親族である子がいて、合計所得金額が 500 万円以下の人。

¹¹障害者のうち、特に重い障害のある人。

¹²医療保険の保険料も含まれる。

¹³保険期間が 10 年以上で、かつ満期返戻金または満期共済金がある契約により支払った保険料。それ以外の契約により支払った保険料は短期損害保険料となる。

社会保険料控除の対象になる保険料には、本人が直接支払った国民年金の保険料や毎月の給与から徴収された健康保険や厚生年金保険などがある。

損害保険料控除の対象となる損害保険料とは、本人または本人と生計を一にする親族が所有している家などについて支払った保険料や火災共済などの掛金、またはこれらの人の身体の障害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約などに基づく保険料で、所得者本人がその年に支払ったものをいう。

これらの保険料控除を受ける場合、原則として、保険料を支払ったことの証明書類を申告書に添付することになっている。

11. 住宅借入金等特別控除とは

住宅借入金等特別控除とは、住宅ローン等を利用して住宅を新築等した場合で、一定の要件を満たす場合には、その新築等のための借入金等の年末残高の合計額を基として計算した金額を、その住宅を居住の用に供した年以後の各年分の所得税額から控除するものをいう。

住宅借入金等特別控除は、前述の所得控除とは異なり税額控除である。

この場合の控除期間は、原則として、1999年1月1日から2001年6月30日までの間に居住の用に供した場合には15年間、2001年7月1日から2008年12月31日までの間に居住の用に供した場合には10年間となる。

給与所得者が、最初に住宅借入金等特別控除を受ける年分については確定申告が必要であり、その後の年分については、年末調整の際に給与所得者から提出された住宅借入金等特別控除申告書に基づいて控除が行われる。